



熊本県公報

第 1 2 6 2 0 号
平成 29 年 5 月 12 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 道路の供用開始…………… (//) 1
- 道路の区域変更…………… (//) 2
- 救急病院に関する申出の撤回…………… (医療政策課) 2
- 救急病院の認定…………… (//) 2
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧…………… (団体支援課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定・ (障がい者支援課) 3
- 熊本県公共工事請負契約約款の一部改正…………… (監理課) 4

公 告

- 平成 29 年度熊本県毒物劇物取扱者試験の実施…………… (薬務衛生課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 6
- 土地改良区役員の退任…………… (農村計画課) 6

登 載 依 頼

- 計画段階環境配慮書の一般意見の募集…………… (株式会社エネ・ビジョン) 6
- 熊本県労働審議会の開催…………… (労働審議会) 7
- 熊本県住宅供給公社の解散…………… (住宅課) 7

告 示

熊本県告示第 5 4 1 号
道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成 29 年 5 月 12 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 29 年 5 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	矢護川大津線	菊池郡大津町大字陣内字鍛冶ノ迫 2035番1地先から	13.4	やさ道交
		同所 2034番1地先まで		
		菊池郡大津町大字陣内字鍛冶ノ迫 2032番7地先から	31.65	
		同所 2032番3地先まで		

2 供用を開始する期日 平成 29 年 5 月 12 日

熊本県告示第 5 4 2 号
道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成 29 年 5 月 12 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 29 年 5 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	上漆田東 間下線	人吉市東間下町字中村 3363番3地先から 同所 3370番地先まで	95.0	防交安 (改築)

2 供用を開始する期日 平成29年5月12日

熊本県告示第543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成29年5月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年5月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	球磨郡五木村甲字築切 4946番5地先から 同所 4946番5地先まで	前	8.0 ～ 12.7	4.8	道路区 域から の除外
			後	8.0 ～ 9.6		

2 区域を変更する期日 平成29年5月12日

熊本県告示第544号

次の救急病院について、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成29年5月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

名 称	所 在 地	撤 回 日
医療法人野尻会熊本泌尿器科病院	熊本市中央区新町4丁目7番2号	平成29年4月30日

熊本県告示第545号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年5月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医療法人野尻会熊本泌尿器科病院	熊本市中央区新町4丁目7番2号	平成29年5月1日から 平成32年4月30日まで

熊本県告示第546号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次の表のとおり公示する。

なお、平成29年5月12日から平成29年5月26日までの間、次の表の縦覧場所に掲げる場所において、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成29年5月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

加入区 の名称	発起人の住所及び氏名	法第113条第 1項の申出をす る漁業協同組合	縦覧場所

大浜加入区	玉名市大浜町 2 8 1 9 番地 2 井上 徳星 玉名市大浜町 3 8 2 3 番地 5 富川 秀守 玉名市大浜町 3 8 1 2 番地 1 坂本 学	大浜漁業協同組合	大浜漁業協同組合
滑石加入区	玉名市滑石 3 3 1 8 番地 今村 幸治 玉名市滑石 5 0 9 番地 榎本 直樹 玉名市小浜 7 2 番地 田上 秀一	滑石漁業協同組合	滑石漁業協同組合
横島加入区	玉名市横島町横島 6 5 6 0 番地 2 中尾 利秋 玉名市横島町横島 3 1 1 6 番地 山崎 政美 玉名市横島町横島 7 4 6 6 番地 島浦 幸二	横島漁業協同組合	横島漁業協同組合
河内加入区	熊本市西区河内町船津 1 0 4 3 番地 3 川崎 武克 熊本市西区河内町船津 1 9 8 4 番地 3 3 杉本 房男 熊本市西区河内町河内 1 1 8 1 番地 釘本 秋則	河内漁業協同組合	河内漁業協同組合
松尾加入区	熊本市西区松尾町近津 1 4 1 7 番地 宮本 英治 熊本市西区西松尾町 4 4 4 6 番地 2 多森 雄二 熊本市西区西松尾町 4 4 1 0 番地 3 0 多森 文彦	松尾漁業協同組合	松尾漁業協同組合
日奈久加入区	八代市日奈久浜町 8 3 番地 高木 和幸 八代市日奈久浜町 1 0 8 番地 溝部 弘光 八代市日奈久浜町 2 2 8 番地 有田 勇次	日奈久漁業協同組合	日奈久漁業協同組合
津奈木加入区	葦北郡津奈木町福浜 4 4 6 0 番地 2 福田 諭 葦北郡津奈木町福浜 4 4 9 1 番地 福田 進一 葦北郡津奈木町福浜 4 1 3 6 番地 3 村上 義廣	津奈木漁業協同組合	津奈木漁業協同組合
島子加入区	天草市有明町大島子 2 8 1 7 番地 1 岡田 伸也 天草市有明町大島子 2 9 8 1 番地 川内 徹 天草市有明町大島子 2 9 3 8 番地 1 村濱 光男	島子漁業協同組合	島子漁業協同組合

熊本県告示第 5 4 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 29 年 5 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
宇城総合病院 宇城市松橋町久具 6 9 1 番地	平成 29 年 5 月 1 日
ひおき調剤薬局 八代市日置町 3 1 2 番地 1	平成 29 年 5 月 1 日
訪問看護ステーションすずらん 人吉市瓦屋町 1 1 7 4 番地 2	平成 29 年 5 月 1 日
訪問看護ステーションはまゆう 天草郡苓北町富岡 2 2 2 8 番地 1 6	平成 29 年 5 月 1 日
訪問看護ステーションデューン八代 八代市旭中央通 6 番地 6 旭中央ビル 3 階西号室	平成 29 年 5 月 1 日

熊本県告示第 5 4 8 号

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
平成 29 年 5 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款
熊本県公共工事請負契約約款（平成 23 年熊本県告示第 3 4 9 号の 1 4）の一部を次のように改正する。

第 3 6 条に次のただし書を加える。

ただし、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

附 則

この約款は、公布の日から施行し、改正後の第 3 6 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

公 告

熊本県公告第 2 8 0 号

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 3 0 3 号）第 8 条第 1 項第 3 号の規定により毒物劇物取扱者試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 4 号。以下「省令」という。）第 8 条の規定により公告する。

平成 29 年 5 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成 29 年 8 月 8 日（火） 午前 10 時から正午まで

なお、台風等の影響で試験を実施できない場合は、平成 29 年 8 月 22 日（火）に延期する。

(2) 場所

東海大学附属熊本星翔高等学校（熊本市東区渡鹿九丁目 1 番 1 号）

2 試験の種類

試験は、次の種類に分けて実施し、受験者は、そのうち 1 種類を選択するものとする。

(1) 一般毒物劇物取扱者試験（以下「一般」という。）

(2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験（以下「農薬用」という。）

(3) 特定品目毒物劇物取扱者試験（以下「特定」という。）

3 受験資格

特に制限はない。ただし、次に掲げる者は、毒物劇物取扱責任者となることができない。

(1) 18 歳未満の者

(2) 精神の機能の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

(4) 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行

を 終 り、又 は 執 行 を 受 け る こ と が な く な っ た 日 か ら 起 算 し て 3 年 を 経 過 し て い な い 者

4 試 験 の 方 法 及 び 範 囲

(1) 試 験 の 方 法

試 験 は、試 験 の 種 類 ご と に、筆 記 試 験 及 び 実 地 試 験 を 筆 記 に よ り 行 う。

(2) 試 験 の 範 囲

次 表 の と お り と す る。

	筆 記 試 験	実 地 試 験
一 般	毒 物 及 び 劇 物 に 関 す る 法 規	毒 物 及 び 劇 物 の 識 別 及 び 取 扱 方 法
	基 礎 化 学	
	毒 物 及 び 劇 物 の 性 質 及 び 貯 蔵 そ の 他 取 扱 方 法	
農 業 用	毒 物 及 び 劇 物 に 関 す る 法 規	省 令 別 表 第 1 に 掲 げ る 毒 物 及 び 劇 物 の 識 別 及 び 取 扱 方 法
	基 礎 化 学	
	省 令 別 表 第 1 に 掲 げ る 毒 物 及 び 劇 物 の 性 質 及 び 貯 蔵 そ の 他 取 扱 方 法	
特 定	毒 物 及 び 劇 物 に 関 す る 法 規	省 令 別 表 第 2 に 掲 げ る 劇 物 の 識 別 及 び 取 扱 方 法
	基 礎 化 学	
	省 令 別 表 第 2 に 掲 げ る 劇 物 の 性 質 及 び 貯 蔵 そ の 他 取 扱 方 法	

5 受 験 手 続 等

(1) 受 験 願 書 の 請 求 等

受 験 願 書 は、熊 本 県 健 康 福 祉 部 健 康 局 薬 務 衛 生 課 及 び 熊 本 県 保 健 所 で 配 布 す る ほ か、熊 本 県 の ホ ー ム ペ ー ジ に 掲 載 す る。

な お、郵 便 に よ り 受 験 願 書 を 請 求 す る 場 合 は、表 面 に「毒 物 劇 物 取 扱 者 試 験 受 験 願 書 請 求」と 朱 書 し た 封 筒 に、返 信 用 封 筒（返 信 先 を 明 記 し、1 2 0 円 分（1 部 請 求 の 場 合）の 郵 便 切 手 を 貼 付 し た 角 形 2 号 封 筒）を 同 封 の 上、熊 本 県 健 康 福 祉 部 健 康 局 薬 務 衛 生 課 又 は 熊 本 県 保 健 所 に 請 求 す る こ と。

(2) 受 験 願 書 受 付 期 間

平 成 2 9 年 6 月 5 日（月）か ら 同 月 1 6 日（金）ま で（土 曜 日 及 び 日 曜 日 を 除 く。）の 午 前 8 時 3 0 分 か ら 午 後 5 時 1 5 分 ま で と す る。た だ し、郵 送 に よ る 場 合 は、平 成 2 9 年 6 月 5 日（月）か ら 同 月 1 6 日（金）ま で の 間 の 消 印 が あ る も の を 有 効 と す る。

(3) 受 験 願 書 提 出 先

熊 本 県 健 康 福 祉 部 健 康 局 薬 務 衛 生 課 又 は 熊 本 県 保 健 所 と す る。

(4) 受 験 手 数 料

1 0, 7 0 0 円

(5) 受 験 願 書 を 郵 送 で 提 出 す る 場 合

郵 送 で 提 出 す る 場 合 は 必 ず 書 留 と し、封 筒 の 表 面 に「毒 物 劇 物 取 扱 者 試 験 受 験 申 込」と 朱 書 す る こ と。

6 受 験 票

受 験 票 は、受 験 願 書 受 付 後、平 成 2 9 年 7 月 下 旬 に 受 験 者 宛 て に 送 付 す る。

7 正 答 及 び 合 格 基 準 の 公 表

平 成 2 9 年 8 月 1 5 日（火）午 前 1 0 時 に、熊 本 県 庁 行 政 棟 本 館 1 階 ホ ー ル 及 び 熊 本 県 保 健 所 に 正 答 及 び 合 格 基 準 を 掲 示 す る。ま た、熊 本 県 の ホ ー ム ペ ー ジ に も 掲 載 す る。

8 合 格 発 表 等

(1) 合 格 発 表

平 成 2 9 年 9 月 8 日（金）午 前 1 0 時 に、熊 本 県 庁 行 政 棟 本 館 1 階 ホ ー ル 及 び 熊 本 県 保 健 所 に 合 格 者 一 覧 表 を 掲 示 す る。ま た、熊 本 県 の ホ ー ム ペ ー ジ に も 掲 載 す る。

(2) 合 格 証 の 交 付

平 成 2 9 年 9 月 8 日（金）か ら 同 月 2 2 日（金）ま で（土 曜 日、日 曜 日 及 び 祝 祭 日 を 除 く。）の 午 前 8 時 3 0 分 か ら 午 後 5 時 1 5 分 ま で に、受 験 願 書 を 提 出 し た 機 関 に お い て 交 付 す る。

(3) 得 点 に 関 す る 開 示

熊 本 県 個 人 情 報 保 護 条 例（平 成 1 2 年 熊 本 県 条 例 第 6 6 号）第 2 2 条 に 基 づ く 個 人 情 報 の 口 頭 に よ る 開 示 請 求 期 間 は、合 格 発 表 の 日 か ら 平 成 2 9 年 1 0 月 1 0 日（火）ま で（土 曜 日、日 曜 日 及 び 祝 祭 日 を 除 く。）の 午 前 8 時 3 0 分 か ら 午 後 5 時 1 5 分 ま で と す る。

9 問 合 せ 先（受 験 願 書 請 求 及 び 提 出 先）

(1) 熊 本 県 健 康 福 祉 部 健 康 局 薬 務 衛 生 課

郵 便 番 号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊 本 市 中 央 区 水 前 寺 六 丁 目 1 8 番 1 号

電 話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 4 2

(2) 熊 本 県 有 明 保 健 所 衛 生 環 境 課

郵 便 番 号 8 6 5 - 0 0 1 6 玉 名 市 岩 崎 1 0 0 4 番 地 1

電 話 0 9 6 8 - 7 2 - 2 1 8 4

- (3) 熊本県山鹿保健所衛生環境課
郵便番号 861-0501 山鹿市山鹿465番地2
電話 0968-44-4121
- (4) 熊本県菊池保健所衛生環境課
郵便番号 861-1331 菊池市隈府1272番地10
電話 0968-25-4135
- (5) 熊本県阿蘇保健所衛生環境課
郵便番号 869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2402番地
電話 0967-24-9035
- (6) 熊本県御船保健所衛生環境課
郵便番号 861-3206 上益城郡御船町辺田見400番地
電話 096-282-0016
- (7) 熊本県宇城保健所衛生環境課
郵便番号 869-0532 宇城市松橋町久具400番地1
電話 0964-32-1148
- (8) 熊本県八代保健所衛生環境課
郵便番号 866-8555 八代市西片町1660番地
電話 0965-33-3198
- (9) 熊本県水俣保健所衛生環境課
郵便番号 867-0061 水俣市八幡町二丁目2番13号
電話 0966-63-4104
- (10) 熊本県人吉保健所衛生環境課
郵便番号 868-0056 人吉市寺町12番地1
電話 0966-22-3107
- (11) 熊本県天草保健所衛生環境課
郵便番号 863-0013 天草市今釜新町3530
電話 0969-23-0172

熊本県公告第281号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年5月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字向原990番1
2, 875.49平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区出水八丁目8番20号
フリベリー不動産株式会社

熊本県公告第282号

八代市に事務所を置く水島土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成29年5月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	満田 豊	八代市水島町2145番地

登載依頼

公告

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号。以下「条例」という。）第4条の3第1項の規定により作成した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）について、条例第4条の6及び熊本県環境影響評価条例施行規則（平成12年熊本県規則第56号）第3条の8第1項の規定により一般の意見を求めるので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成29年5月12日

株式会社エネ・ビジョン 代表取締役 和田 浩一

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 株式会社エネ・ビジョン
 - (2) 代表者の氏名 代表取締役 和田 浩一

- (3) 主たる事務所の所在地 愛知県名古屋市千種区今池四丁目1番29号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
- (1) 名称 (仮称) くまもと森林発電八代バイオマス発電所建設事業
- (2) 種類 火力発電所設置事業
- (3) 規模 火力発電所の設備の出力 約75,000kw
火力発電所の燃料使用量 約15.8kL/h (重油換算値)
- 3 事業実施想定区域の位置
熊本県八代市新港町二丁目3番1号、3番2号
- 4 配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間
- (1) 場所
ア 熊本県庁(行政棟新館1階情報プラザ)
イ 八代市役所(環境課)
ウ 八代コミュニティセンター
エ 松高コミュニティセンター
オ 群築コミュニティセンター
カ 八代市水処理センター
- (2) 期間 平成29年5月12日(金)から平成29年6月11日(日)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (3) 時間 午前9時00分から午後5時00分まで
- (4) 電子縦覧 <http://www.enev.co.jp/>
- 5 意見書の提出
配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者
に提出することができる。
- 6 意見書の提出期限及び提出方法その他意見書の提出に必要な事項
- (1) 提出期限 平成29年6月11日(日)(当日消印有効)
- (2) 提出方法 縦覧場所(熊本県庁を除く)に備え付けの意見書箱への投函、または問
い合わせ先への郵送
- (3) 意見書の提出に必要な事項
意見書には次に掲げる事項を記載すること。
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその
名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
イ 意見書の提出の対象である配慮書の名称
ウ 配慮書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由(日本語により記載
すること。)
- 7 問い合わせ先
〒100-0011
東京都千代田区内幸町二丁目2番2号 富国生命ビル13階
株式会社エネ・ビジョン 東京支店 営業部 (担当) 松原、渡辺
電話 03-5501-1361

熊本県労働審議会公告第1号

熊本県労働審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成29年5月12日

熊本県労働審議会

- 1 開催日時
平成29年5月24日(水)
午後1時00分から午後3時00分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県庁 本館5階 審議会室
- 3 議題
ブライト企業の認定基準について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のう
え、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県労働審議会事務局(熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課)
(電話096-333-2339)

当法人は、平成29年3月31日付けで国土交通大臣の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第1回掲載（平成29年5月2日）の翌日から2箇月以内に申し出て下さい。当該期間内に申出がないときは清算から除斥します。

平成29年5月12日

熊本市中央区水前寺六丁目5番19号
熊本県住宅供給公社 清算人 松永 正男